

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

入札説明書等に関する質問回答書（第2回）

平成16年12月

益田地区広域市町村圏事務組合

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	4	第2	7	(1)			事業期間	早期に事業を開始した場合であっても、運営の終了は平成34年3月31日になるのでしょうか。	早期に運営を開始した場合でも運営期間満了日は平成35年3月31日となります。 なお、早期に運営を開始した場合のサービス対価の支払については入札説明書添付資料2「サービス対価の支払いについて」を参照してください。
2	入札説明書	12	第3	2	(8)			第二次審査書類の受付	結果の通知は入札に関するスケジュール(P7)に記載される3月4日と理解してよろしいでしょうか。	平成17年3月4日(金)を予定しています。
3	入札説明書 添付資料-2(変更)	1	第1	表-1	-	-	-	『サービス対価(変動費)』の算出式	サービス対価(変動費)の算出にかかる単価を制定する際の参考にしたいと思っておりますので、既設焼却炉におけるHClの発生濃度(消石灰吹込み等の処理前)の測定値がありましたらご提示いただけないでしょうか。	ご要望のデータはございません。
4	入札説明書 添付資料-2(変更)	4	2	-	-	-	-	サービス対価の支払方法	改定後の固定費は、翌事業年度から反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.6の回答を参照してください。
5	入札説明書 添付資料-2(変更)	5	3	(2)	-	-	-	ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定	変動費は、年4回のごみ質計測結果の平均値から副生成物等の想定発生率算定式を用いて副生成物量を算出しサービス対価が支払われることとなっております。この考え方は、ごみ質計測結果の平均値がごみ質の真値であることが前提となりますが、ごみ質分析値はバラツキが大きく、真値として取引用には使うには不向きと考えます。現に要求水準書添付資料7の性状分析結果でも2回の分析値のバラツキは決して小さいとは言えません(例えば、灰分は6.6%と4.9%となっています)。そこで、副生成物の発生量については副生成物ごとに計量することから、実発生量での精算としていただけないでしょうか。	「入札説明書添付資料-2(変更)」に示すとおりとします。なお、No.59の回答も参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
6	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	6	3	(3)	-	-	-	物価変動に基づく改定	「(前略)前年1月から12月までの年平均(後略)」 「(前略)毎年12月末時点において公表済みの月別数値で最新のもの(後略)」と記載されていますが、12月末時点の公表済み指数には12月の指数が含まれないものと思われ、結果、前述の両条件は両立しないものと考えます。 例えば、平成20年12月末時点において平成20年10月までの指数が公表されている場合、平成21年度の改定には、平成20年1月から10月までの10ヶ月分の指数の平均値を用いるということでしょうか。 それとも、平成19年11月から平成20年10月までの12ヶ月分の指数の平均値を用いるということでしょうか。	「入札説明書添付資料 - 2(変更)」p.7に示すとおり、[t]年度のサービス対価の改定には、[t-1]年1月から12月の物価指数を用います。例えば、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月)のサービス対価の改定には、平成19年1月から平成19年12月の平均値を用います。
7	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	6	3	(3)	表-4	-	-	物価変動に基づく改定に用いる指標	人件費の改定指標として示されている「毎月勤労調査」とは「毎月勤労統計調査」との理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、「現金給与総額指数/調査産業計」とは、「産業別賃金指数(就業形態計)の事業規模5人以上の現金給与総額の指数」を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	6	3	(3)	表-4	-	-	物価変動に基づく改定に用いる指標	変動費の改定指標である「道路貨物輸送」とは、「陸上貨物輸送」を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書添付資料 - 2(変更)」のとおりとします。
9	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	7	3	(3)	表-5	-	-	サービス対価の改定の算定式一覧	算定式の但書きに、第1四半期から第3四半期の支払額を算定する際の処理対象物量が「 $1/4 \times W_0$ (= 4,675ト/四半期)」と記載されていますが、4,000ト/四半期の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の箇所を修正いたします。
10	要求水準書	4	第1章	第2節	3.2			上下水道	取水については周辺住民との協定等から記載の上水道以外は不可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.2	-	騒音に関する基準	平成16年9月付「入札説明書等に関する質問回答書(第1回)」にて、「暗騒音が基準値を超えている場合でも基準値は変更しません。」との回答がありましたが、施設からの騒音値が基準値以下であることを確認するための暗騒音の測定は事業者が行なうものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
12	要求水準書	18	1節	6	6			竣工式	安全祈願祭、起工式については事業者の裁量により開催の有無を決定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	29	第3章	第1節	5	-	-	運営に必要な有資格者の確保	廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後1年間以上配置することとなっていますが、現場総括責任者の定義は本件施設の運転・保守管理について技術的責任を総括する者であって必ずしもSPCの現地事務所の長を兼ねるものではないとの理解でよろしいでしょうか（SPCの長は技術事項だけでなく、資金管理、事業計画に基づく事業運営、契約履行義務の執行等の事業管理に関する職能も求められるためです。）。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	32	第3節	2	2.1			溶融スラグ	「有効利用を図ることができない溶融スラグについては、最終処分することができる。」とありますが、選定事業者が責任をもって可能な限り有効利用を図った結果、有効利用できなかった場合は、例えば運営開始2年目から最終処分するなど、運営期間にわたって最終処分することが可能と理解して宜しいでしょうか。	副生成物については、応募者の提案した内容に基づいて有効利用するものとします。
15	要求水準書	32	第3節	2	2.3			金属類	「有効利用を図ることができない金属類については、最終処分することができる。」とありますが、選定事業者が責任をもって可能な限り有効利用を図った結果、有効利用できなかった場合は、例えば運営開始2年目から最終処分するなど、運営期間にわたって最終処分することが可能と理解して宜しいでしょうか。	NO.14の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答																						
16	要求水準書	33	第3章	第4節	1	1	-	-	施設運転中の計測管理	<p>「表 - 6 に示した計測管理を実施すること」との記載がありますが、排ガス流量等の連続計測項目については、施設の運転管理において必要かつ十分となる以下の項目（計測地点及び計測項目）としてよろしいでしょうか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測地点</th> <th>計測項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ガス冷却室出口</td> <td>温度、圧力(静圧)</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>2 バグフィルタ入口</td> <td>温度、圧力(静圧)</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>3 バグフィルタ出口</td> <td>圧力(静圧)</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>4 触媒脱硝塔入口</td> <td>温度、圧力(静圧)</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>5 触媒脱硝塔出口</td> <td>圧力(静圧)</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>6 煙突入口</td> <td>温度、流量</td> <td>連続</td> </tr> </tbody> </table>	計測地点	計測項目	頻度	1 ガス冷却室出口	温度、圧力(静圧)	連続	2 バグフィルタ入口	温度、圧力(静圧)	連続	3 バグフィルタ出口	圧力(静圧)	連続	4 触媒脱硝塔入口	温度、圧力(静圧)	連続	5 触媒脱硝塔出口	圧力(静圧)	連続	6 煙突入口	温度、流量	連続	<p>燃焼管理、公害防止管理が可能となるように、応募者の責任において設定してください。</p>
計測地点	計測項目	頻度																														
1 ガス冷却室出口	温度、圧力(静圧)	連続																														
2 バグフィルタ入口	温度、圧力(静圧)	連続																														
3 バグフィルタ出口	圧力(静圧)	連続																														
4 触媒脱硝塔入口	温度、圧力(静圧)	連続																														
5 触媒脱硝塔出口	圧力(静圧)	連続																														
6 煙突入口	温度、流量	連続																														
17	要求水準書	34	第3章	第4節	2	-	-	-	周辺住民への情報公開	<p>情報公開は、組合殿のチェック無しでSPCが自らのホームページ上で直接実施するという理解でよろしいでしょうか。 公共事業という観点からは、SPCの提供するコンテンツを組合殿のホームページ上で公開することが望ましいと思われるのですがいかがでしょうか。</p>	<p>SPCが提供するコンテンツを組合がチェックのうえSPCが作成するホームページ上に公開するものとします。</p>																					
18	要求水準書添付資料-3	3-1 ~3							ボーリング柱状図	<p>提示されているボーリング調査資料には標準貫入試験の結果が記載ありませんのでご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>「要求水準書添付資料【追加7】横断面図」の推定岩盤線は、弾性波探査により推定した線です。これによると、施設計画地の地盤は軟岩 となります。「要求水準書添付資料【追加7】」における表記で「軟岩J」及び「軟岩K」は、それぞれ「軟岩」及び「軟岩」の間違いですので修正します。</p>																					
19	要求水準書添付資料-7	7-1	表7-1						性状分析結果	<p>表7-1に「益田清掃工場のピット内のごみ分析結果」の資料がございますが、ピット投入前に施設内で分別されている鉄・アルミ・ガラス類・土、石等その他不燃物類等がございましたら、それぞれの量をご教示いただけないでしょうか。ご教示頂いた量をベースに不適物処分費や有効利用費用等を算出します。</p>	<p>ピット投入前に鉄・アルミ・ガラス類・土、石等その他不燃物等を分別していないため、ご要望のデータはございません。応募者にて想定願います。なお、「入札説明書等に関する質問回答書（第1回）」のNo.243の回答を参照してください。</p>																					
20	落札者決定基準（変更）	13	3	(3)	表3	3	(3)		副生成物の有効利用（用途先の代替性）	<p>用途の代替性に柔軟性があるか。とは利用用途先が倒産等により引取り不可能となった場合を想定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>																					

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
21	落札者決定基準 (変更)	14	3	(3)	表3 (5/5)	5	(2)	資金計画	資金計画にかかる内容審査 の審査対象様式として「様式10-24～26」とされていますが、収支計画関連様式(11-1～21)は、内容審査 の対象とはならず、入札価格の信憑性確認のみに使用されるという理解でよろしいでしょうか。	(様式10-24)～(様式10-26)の記載内容との整合性を確認する目的で(様式11-1)～(様式11-21)を参照することがあります。	
22	落札者決定基準 (変更)	14	3	(3)	表3 (5/5)	5	(2)	資金調達	資金調達に係る評価の視点に「融資条件等は明確かつ妥当であるか」とありますが、この部分を証明するために金融機関から徴収した関心表明書や融資条件書の添付(これら添付書類を含めると上限枚数オーバーとなってしまう)は許されるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関の関心表明書及び融資条件書(タームシート)の提出は必須とします。「様式集(第二次審査)」の様式11-7を修正します。	
23	事業契約書(案)	9	第2条	1	(41)	-	-	-	用語の定義	内容としては「火災」も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	火災の原因が広域組合及び選定事業者のいずれの責めにも帰さず、その発生が通常の予見可能な範囲外である場合は含まれます。
24	事業契約書(案)	12	第11条	-	-	-	-	-	許認可、届出等	選定事業者の責めに帰すべき事由によらずに、補助金が想定通りに受け取れない場合は、その差額分をサービス対価として平準化して支払うとありますが、第1回質問回答(No.407)で、これに起因して発生する金融費用等は選定事業者の負担とされています。事業者の責めに帰すべき事由でなく発生した当該費用は、選定事業者として求めることのできる正当な費用であると思料いたします。当該費用を選定事業者の負担とする明確な理由をご教示ください。	本事業への適用が見込まれる国庫補助金は、選定事業者が自らの提案内容に沿って直接国から交付を受けるものであるためです。
25	事業契約書(案)	15	第2章	第2節	第18条	3			設計条件の変更	設計条件の変更に伴う追加費用及び工期延長については、第19条3項および第4項の規定が準用されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	事業契約書(案)	16	第19条	3	-	-	-	-	設計の変更	組合殿の都合による設計変更に伴い事業者が発生する追加費用は、事業者に速やかに一括で支払われるという理解でよろしいでしょうか。	原則として固定費 の元金部分に組入れて支払います。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
27	事業契約書(案)	23	第3章	第1節	第36条	3		本施設の運営体制の確認等	広域組合殿の立会いについては、安全上、スケジュール等の関係で合理的な条件のもとで実施する必要があると考えていますが、広域組合殿は当然にこれについて選定事業者との協議に応じていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	事業契約書(案)	26	第44条	-	-	-	-	副生成物の最終処分	副生成物の有効利用は事業者リスクによるとありますが、社会情勢が変動し市場そのものが消滅した場合等においても組合殿のリスク負担は存在しないということでしょうか。	副生成物を益田市手数料条例に基づく単価で益田市下波田埋立処理場にて受入れることで広域組合も一定程度のリスクを負担しております。
29	事業契約書(案)	34	第66条	-	-	-	-	請求の手順	四半期報告書は業務実績を報告するものですので、その承認が得られない場合は、報告書自体に記載漏れや虚偽記載などの不備があった場合であって、要求水準未達状態であることを理由に報告書が承認されないことはないかと理解してよろしいでしょうか。	四半期報告書に要求水準未達の内容が含まれる場合は、これを理由に報告書の受領を拒絶することはありませんが、その内容に応じてサービス対価を減額する場合があります。
30	事業契約書(案)	38	第72条	-	-	-	-	本施設の譲渡	所有権移転登記手続き及び備品撤去以外の費用(補助金返還費用等)も組合殿の負担とのことですが、これは工事完工日以降運営期間満了前の事業終了時においても適用されるという理解でよろしいでしょうか。	補助金返還費用についてはご理解のとおりです。
31	事業契約書(案)	42	第78条	-	-	-	-	不可抗力に至らない事象	「不可抗力に至らない事象」とは、「選定事業者通常予見可能で、同種の業務を行う事業者通常要求される最高の注意義務に基づき対策をとるべき事象であって、広域組合及び選定事業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない」と定義されています(第1回質問回答 566)。 「最高の注意義務」の主旨は不明ですが、不可抗力か否かの判断については、次のように理解しておけばよろしいのでしょうか。 『極めて稀に発生するような風水害等については、経済合理性の観点から通常は設計上考慮しないことから、こうした風水害等は予見が不可能な事象と捉え、当該事象に起因して損害が生じた場合には、不可抗力として扱う(但し、選定事業者が善管注意義務を怠っていた場合を除く。)。』	同種の業務を行う事業者通常要求される最高の注意義務、とは、同業者の中で最も高度な技術水準を持つ者を基準とした注意義務を想定しています(事業者又は構成員の技術水準を基礎とはしません。)。 なお、不可抗力か否かの判断については、基本的な考え方はご記載の通りですが、「経済合理性の観点から通常は設計上考慮しない」という部分の判断については、上記の「最高の注意義務」を基礎として判断することになります。但し、本回答は理解の一助としての位置づけであり、不可抗力の判断基準を、ご記載の考え方のみに限定するものではありません。
32	事業契約書(案)	44	第83条	-	-	-	-	融資機関との協議	プロジェクトファイナンスを利用する場合には、組合殿とSPCに融資する融資機関とが直接協定を締結するという理解でよろしいでしょうか。	直接契約についてはご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
33	事業契約書(案)	56	別紙7	2				騒音に関する基準値	暗騒音が基準値を超えている場合は、騒音基準値を超過している(性能未達)とは判断されないと理解して宜しいでしょうか。	NO.11の回答を参照してください。なお、暗騒音が基準値を超えている場合でも騒音基準値は変更しません。
34	事業契約書(案)	61	別紙10	第2条	4			保証の履行	広域組合殿が自ら又は第三者に本施設の補修を行わせた場合、当該部分の保証は本契約の保証の対象外となると理解して宜しいでしょうか。	ご質問の場合でも、当該部分の保証は本契約の保証の対象となります。 なお、入札説明書等に関する質問回答書(第一回)NO.577をご参照下さい。
35	事業契約書(案)	62	別紙10	第3条	-	-	-	免責	「本施設の運営を行う者の故意又は重過失を原因とすることを広域組合に対して証明した場合に限り」とありますが、実際に運営を行っていない選定事業者がこれを証明することは困難な場合が多いと考えられます。したがって、運営を行う者は、選定事業者の求めがあった場合には、選定事業者の規定するマニュアル、推奨する人員配置等を厳格に遵守した運転をしていたことを挙証する責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書案のとおり選定事業者及び保証人による証明を保証履行義務の免責の要件とします。
36	事業契約書(案)	62	別紙10	第3条	-	-	-	免責	「本施設の運営を行う者の故意又は重過失を原因とすることを広域組合に対して証明した場合に限り」とありますが、不可抗力等に起因する場合については、運営期間中の不可抗力の取扱いと同様に取り扱うという理解でよろしいでしょうか。もし、異なるとすれば、事業期間中と施設譲渡後の保証期間で考え方を考える理由をご教示ください。	不可抗力に起因する場合についてはご理解の通りです。但し、不可抗力に起因することについての立証責任は選定事業者及び保証人が負うものとします。 なお、事業契約書(案)を修正いたします。
37	事業契約書(案)	62	別紙10	第3条	-	-	-	免責	不可抗力により性能要件未充足となった場合においては、組合殿と選定事業者の間で対応につき協議を行う旨を追記願います。	事業契約書(案)を修正いたします。
38	事業契約書(案)	65	別紙12	第1条	4	(1)	-	解除事由及び解除に伴う措置	「劣後貸出利率」の定義の対象に、構成員又は融資機関から借り入れた劣後貸出を含めていただけないでしょうか。 なお、原案通りである場合には、構成員又は融資機関から借り入れた劣後貸出を除外する理由をご教示ください。	融資機関からの貸出は優先貸出利率に含まれません。また、構成員からの劣後貸出は経済上出資と同視しているため、含めません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
39	事業契約書(案)	65	別紙12	第1条	4	(2)	-	-	解除事由及び解除に伴う措置	本契約終了時に組合殿より選定事業者を支払われる金員が一括で支払われる場合にも、第73条に基づく性能保証の保証期間終了までのSPC(選定事業者)維持費用は組合殿にて負担していただけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	事業契約書(案)	78	別紙13	-	-	-	-	-	法令変更	いかなる法令変更や税制の変更も民間事業者側でコントロールできないリスクであるため、これらに関しては公共側でご負担いただくべきと考えます。官民の適切なリスク分担の観点からご再考願います。	事業契約書(案)のとおりです。
41	様式集 (第二次審査)		様式8-2						委任状	委任事項として「2. 契約に関すること」とありますが、この委任内容は第二次審査書類に記載する契約に関する事項との理解で宜しいでしょうか。	ご質問部分の委任の内容は第二次審査書類の提出を意味します。
42	様式集 (第二次審査)	-	様式8-2	-	-	-	-	-	委任状	構成企業が第一次審査と変更無い場合でも、再度委任状を提出する必要があるのでしょうか(委任事項が第一次審査提出時の委任状と同一内容となっている為、確認させて頂きました。)	構成員に変更がない場合でも再度提出してください。
43	様式集 (第二次審査)	-	様式9-2	-	-	-	-	-	第一次審査提案内容との整合性確認書	追加溶融施設がない場合には、当該項目は空欄でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集 (第二次審査)		様式9-2	表1					第一次審査提案内容との整合性確認書	「提案内容の変更等がある場合は、それが示されている様式Noを記載してください。」とは第一次審査にて、提出しました提案書等の様式Noと理解して宜しいでしょうか。	第2次審査において、提案内容の変更等が示されているすべての様式Noを記載してください。
45	様式集 (第二次審査)		様式10-21	4					追加溶融施設の整備及び運営計画	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、内容審査に関する提案書から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	様式集 (第二次審査)		様式10-22	4					追加溶融施設の整備及び運営計画	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、内容審査に関する提案書から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
47	様式集 (第二次審査)		様式11-2/11-6					入札価格内訳書	* 6 : 「「サービス対価(固定費)」の「元金」の「15年間計」は、(様式11-6)の「施設の整備段階における業務」と「運営開始前に必要となる諸経費」の「小計」の「計」の和から(様式11-7)の「国庫補助金」の「計」を引いた金額と一致させてください。」とございますが、「入札説明書添付資料-2/表1 サービス対価の構成/固定費の対象となる費用等」で固定費の対象とされているSPCの利益について、様式上の計上方法につきご教示ください。	サービス対価(固定費)の対象となるSPCの利益は、サービス対価(固定費)のうち利息に含まれます。
48	様式集 (第二次審査)		様式11-2/11-9					入札価格内訳書	* 8 : 「「サービス対価(固定費)」の内訳ごとの「15年間計」は、(様式11-9)で対応する項目の「小計」の「H20-H34計」と一致させてください。」とございますが、「入札説明書添付資料-2/表1 サービス対価の構成/固定費の対象となる費用等」で固定費の対象とされているSPCの利益について、様式上の計上方法につきご教示ください。	サービス対価(固定費)の対象となるSPCの利益は、サービス対価(固定費)のうちSPC経費に含まれます。 SPC経費には、サービス対価(固定費)の対象となる費用のうち、人件費、需用費、維持管理費、その他業務費のいずれにも該当しない費用を計上してください。なお、SPC経費の内訳を(様式11-9)で示す必要はありません。
49	様式集 (第二次審査)	-	様式11-2	-	-	-	-	入札価格内訳書	追加溶融施設がない場合には、保証金 および保証金の項目は空欄でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	様式集 (第二次審査)	-	様式11-2	-	-	-	-	入札価格内訳書	固定費の内訳に「SPC経費」とありますが、この項目は不要ではないでしょうか(様式11-9には「SPC経費」の項目がありません。)	No.48の回答を参照してください。
51	様式集 (第二次審査)	-	様式11-4	-	-	-	-	長期収支計画書(1)	5に「平成20年4月1日よりも早期に運営開始する場合」の記入要領がありますが、これを記入させる目的は何でしょうか。 早期の運営開始については入札価格から除外することとなっておりますし、内容審査においても評価対象とならないことから記入は不要ではないでしょうか(様式11-10についても同様です。)	平成20年4月1日よりも早期に運営開始することを予定している場合には、その期間における支出及び収入を含めて適切な事業計画となっているかどうかを審査する必要があるためです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
52	様式集 (第二次審査)		様式11-5					長期収支計画書(2)	「配当前キャッシュフロー」の計算方法は、「営業活動によるキャッシュフロー」-「投資活動によるキャッシュフロー」+「財務活動によるキャッシュフロー」という考えで宜しいでしょうか。その場合、*6:「配当前キャッシュフロー」とは、税引後元利払後償却前のキャッシュフローという理解で宜しいでしょうか。	前段について、(様式11-5)ではすべてのセルにおいて収入を正の数、支出を負の数で示してください。したがって、「配当前キャッシュフロー」の計算方法は、「営業活動によるキャッシュフロー」と「投資活動によるキャッシュフロー」と「財務活動によるキャッシュフロー」の和となります。後段についてはご理解のとおりです。
53	様式集 (第二次審査)		様式11-5					長期収支計画書(2)	E-IRR、DSCR、LLCRの項目に数式及び注記がありますが、使用するセルをご教示ください。	(様式11-5)の各欄において、[]内のアルファベット及び数字で示すとおりです。
54	様式集 (第二次審査)		様式11-5					長期収支計画(2)	平成16年8月5日付「特定事業の選定について」第3、2、表-1においてPFI事業として実施する場合の共通条件で、選定事業者の採算性がDSCR>1.1、EIRR>5.0%、自己資本比率 初期投資額の15%、となっていますが、これらの指標は本様式の長期収支計画書においての最低水準と理解すべきなのでしょうか。	「特定事業の選定について」に示す選定事業者の採算性に関する設定値は、応募者の提案を何ら拘束するものではありません。
55	様式集 (第二次審査)	-	様式11-7	-	-	下段注釈	-	資金調達計画書(1)	「3「調達先」には企業名、金融機関名(様式10における名称と一致させる)等を記入」とありますが、出資金・列後融資を含めて調達先企業名を明記する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	No.57の回答を参照して下さい。
56	様式集 (第二次審査)		様式11-7					資金調達計画書	*5の調達先別の返済計画とは、様式11-7記載の調達先の乃至の部分との理解で宜しいでしょうか。また本様式では、様式11-6と同様、消費税を除いた資金調達計画との理解で宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段について、注記に「消費税・・・を除いた金額をご記入ください」とあるのは、各セルの値は税抜き価格で表示することを指定するものです。別途計上すべき消費税がある場合には資金調達の対象としてこれを考慮して下さい(様式11共通)。
57	様式集 (第二次審査)		様式11-7	3				資金調達計画書(1)	3に「3「調達先」には、企業名、金融機関名(様式10における名称と統一させる)等を記入してください。」とありますが、様式10及び様式11-7には、資金調達先の企業名及び金融機関名を明記しても宜しいのでしょうか。また、様式10、11、12、13については、代表事業者、構成員、協力事業者以外の社名であれば記載しても宜しいのでしょうか。	応募者(構成員及び協力事業者)の企業名を特定または類推できる記載は行わないで下さい。この限りにおいて、金融機関名や応募者以外の企業名を記載することは可能です。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
58	様式集 (第二次審査)		様式11-11					「変動費 の単価」 算定式確認書	<p>変動費 は年間処理量18,700 tを基準に処理対象物の増減に応じて比例的に増減することを想定されていますが、搬入ごみが減った場合には、1炉運転もしくは炉の立ち上げ下げが増えることが想定されます。従いまして変動費 の算定式は、実績処理対象物量とごみ質以外の条件の運転炉数、炉の立ち上げ下げ等の要素も含んだもの、若しくは、ごみ処理量により段階的に区切った複数の算術式等をご提案して宜しいでしょうか。</p>	<p>「入札説明書添付資料-6(変更)」に示すとおり、ごみ質を条件とした算定式を提案してください。また、NO.59の回答を参照してください。なお、明らかに入札時の条件のみ有利となるような提案をした場合には、失格となります。</p>
59	様式集 (第二次審査)	-	様式11-11	-	-	-	-	「変動費 の単価」 算定式確認書	<p>「変動費 の単価」はごみの三成分や可燃分元素組成等の条件を入力することによって求められるものとなっております。また、入札説明書添付資料-2(変更)のP-5の3(2)に「実績ごみ質は年4回行なう計測結果の平均を用いるものとする。」とあります。三成分や元素組成をごみサンプルから分析したデータとすると、仮に、分析回数を増やしたとしてもコストが増大するだけであり、そうしたとしても長期のサンプリングインターバルにおいて平均的なごみ質と認定することは定点分析の性格上無理があります。むしろ、連続測定しているプロセスデータや機器特性等から理論的又は特性曲線から類推したごみ質により補正した方が当該費用算定期間の平均的なごみ質としては確からしさが格段に高いものと思料いたします。当然ながら、プロセスデータや機器特性を計算に用いるに際し、施設の運転条件やプロセス特性等の前提条件については契約協議の中で充分協議されることが前提ですが、プロセスデータや機器特性等から理論的又は特性曲線から類推したごみ質を実質ごみ質とし補正する方法は許容して頂けるのでしょうか、それともごみのサンプル分析結果からの導出以外認められないのでしょうか。</p>	<p>変動費 の単価をごみ質から求める算定式及び副生成物等の想定発生率をごみ質から求める算定式に入力する実績ごみ質を規定する項目の値の精度を高める提案は可能です。ただし、提案内容を採用するか否かについては、広域組合が判断します。なお、ここでいうごみ質とは要求水準書第1章第3節3の表-2及び表-3に示す項目を指しており、これ以外の項目を算定式のパラメータとすることは認めません。「入札説明書添付資料-6」を修正します。</p>
60	様式集 (第二次審査)	-	様式11-11	-	-	-	-	「変動費 の単価」 算定式確認書	<p>「本確認書では、要求水準書第1章第3節3に規定する計画ごみ質を規定する項目(例えば三成分や可燃分元素組成)等の条件を入力することによって求められる単価1の算定式を記述すること。・・・」となっておりますが、同文の等とは具体的にはごみ質に関連するプラントデータや機器特性等も許容していただくと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>NO.59の回答を参照してください。</p>

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
61	様式集 (第二次審査)	-	様式11-12	-	-	-	-	「副生成物等の想定発生率」算定式確認書	<p>「副生成物等の想定発生率」はごみの三成分や可燃分元素組成等の条件を入力することによって求められるものとなっております。また、入札説明書添付資料-2(変更)のP-5の3(2)に「実績ごみ質は年4回行なう計測結果の平均を用いるものとする。」とあります。</p> <p>三成分や元素組成をごみサンプルから分析したデータとすると、仮に、分析回数を増やしたとしてもコストが増大するだけであり、そうしたとしても長期のサンプリングインターバルにおいて平均的なごみ質と認定することは定点分析の性格上無理があります。</p> <p>むしろ、連続測定しているプロセスデータや機器特性等から理論的又は特性曲線から類推したごみ質により補正した方が当該費用算定期間の平均的なごみ質としては確からしさが格段に高いものと思料いたします。</p> <p>当然ながら、プロセスデータや機器特性を計算に用いるに際し、施設の運転条件やプロセス特性等の前提条件については契約協議の中で充分協議されることが前提ですが、プロセスデータや機器特性等から理論的又は特性曲線から類推したごみ質を実質ごみ質とし補正する方法は許容して頂けるのでしょうか、それともごみのサンプル分析結果からの導出以外認められないのでしょうか。</p>	NO.59の回答を参照してください。
62	様式集 (第二次審査)	-	様式11-12	-	-	-	-	「副生成物等の想定発生率」算定式確認書	<p>「本確認書では、要求水準書第1章第3節3に規定する計画ごみ質を規定する項目(例えば三成分や可燃分元素組成)等の条件を入力することによって求められる副生成物等iの想定発生率の算定式を記述すること。・・・」となっておりますが、同文の等とは具体的にはごみ質に関連するプラントデータや機器特性等も許容していただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	NO.59の回答を参照してください。
63	様式集 (第二次審査)		様式11-14					資金調達計画書(2)	<p>採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
64	様式集 (第二次審査)		様式11-15					追加投資見積書	<p>採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
65	様式集 (第二次審査)		様式11-16						「追加溶融施設の整備段階における業務」費用内訳書	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	様式集 (第二次審査)		様式11-17						追加溶融施設整備後の「施設の運営段階における業務」費用内訳書	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	様式集 (第二次審査)		様式11-18						追加溶融施設整備後の「本施設の維持管理」費用内訳書	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	様式集 (第二次審査)		様式11-19						追加溶融施設整備後の「変動費の単価」算定式確認書	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	様式集 (第二次審査)		様式11-20						追加溶融施設整備後の「副生成物等の想定発生率」算定式確認書	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	様式集 (第二次審査)		様式11-21						追加溶融施設整備後の「副生成物等の有効利用又は最終処分単価」内訳書	採用する処理方式により追加溶融施設に関する記述が不要である場合、事業計画に関する提案書<見積書及び収支計画関連書類>から本様式ごと省略しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	様式集 (第二次審査)	-	様式12	-	-	-	-	-	提案設計資料	枚数制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	枚数制限はありませんが、できるだけ簡潔に記載してください。
72	様式集 (第二次審査)		様式12-5						主要機器メ-カ-リスト	メ-カ-リストに記載する主要機器について、最低記載すべき機器があれば機器名をご教示頂けないでしょうか。また、記載できるメ-カ-数については特に定めがないと考えて宜しいでしょうか。	ごみ計量機、大型可燃ごみ破砕機、ごみクレーン、焼却炉(耐火物築炉)、灰溶融炉(耐火物築炉)、集じん機等の主要機器や、その他電動機送付機等です。メ-カ数については、ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
73	様式集 (第二次審査)		様式12-5					第二次審査様式一覧	(様式12-5)主要機器メーカーリストは社名記載不可となっておりますが、社名記載可能と修正いただけませんか。	応募者の名称が特定または類推できる記載はしないでください。
74	様式集 (第二次審査)	-	様式一覧	-	-	-	-	提出様式について	ストーカ+灰溶融システムで提案してるグループは様式11-14~21、様式14,15は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	様式集 (第二次審査)	-	様式13	-	-	-	-	提案図面	図面について縮尺及び枚数の指定はございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	様式集 (第二次審査)	-	様式13	-	-	-	-	提案図面一覧表	部分詳細図(説明図)の内容は、主要機器の組立図との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	様式集 (第二次審査)	-	様式13	-	-	-	-	提案図面一覧表	図面には応募者番号を記載し、応募企業の名称が特定できる記述は行わないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	様式集 (第二次審査)		様式13-2					提案図面一覧表	提案図面一覧表(様式13-2)中、様式13-8 部分詳細図(説明図)とありますが、具体的内容についてご教示頂けないでしょうか。	N0.76の回答を参照してください。
79	様式集 (第二次審査)		様式13-2					提案図面一覧表	全体施設配置計画図の備考欄にカラーとありますが、カラーで表現する内容にご指定がありましたらご教示頂けないでしょうか。	特に指定はありませんが、わかりやすいものとしてください。
80	様式集 (第二次審査)		様式13-2					提案図面一覧表	様式13-17「その他」として、特にご指定の資料等はございますでしょうか。	応募者の提案とします。
81	提出図書の作成・ 提出要領(第二次 審査)	2	1	(1)	-	-	-	共通事項	「...一式をまとめて応募者番号を記載した任意の封筒に入れ封印して提出すること」とありますが、CD-Rのみを封筒に入れ封印して提出すればよいのですか。それとも提出図書とCD-Rを封筒に入れ封印して提出するのでしょうか。	CD-Rのみを封筒に入れ封印して提出してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
82	提出図書の作成・提出要領(第二次審査)	4	1.提出要領	(2)個別事項				第二次審査書類提出届、入札書	様式8-3入札書の備考「応募者番号を記載した任意の封筒に入れ密封し、応募事業者又は代表事業者の割印を施す。」と記載されておりますが、封筒の閉め口に割印を押すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	提出図書の作成・提出要領(第二次審査)	6						提案設計資料	技術説明用資料であり、一部A3版の方が一覧性等もあり表現しやすい場合はA3版をA4版折りすることにより宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	提出図書の作成・提出要領(第二次審査)	7	1	(2)	-	-	-	提案図面	提出の際、A3版はそのまま綴じれば良いのでしょうか。それともA4サイズに折り込んで提出するのでしょうか。	A3版のまま綴じて提出してください。
85	提出図書の作成・提出要領(第二次審査)	7	1	(2)	-	-	-	提案図面	提出の際、A1版又はA2版については図面1枚ずつを袋に入れファイル綴じにて提出するのでしょうか。	図面一式を一つ或いは複数の袋に入れて提出してください。
86	提出図書の作成・提出要領(第二次審査)	7	.	13	8			部分詳細図(説明図)	どのような図面をお考えですか。ご教示下さい。	NO.76の回答を参照してください。
87	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	5	46	-	-	-	-	入札価格等に関する事項	金利変動による改定は行わないとのことですが、入札時から契約時までのスプレッドを除く基準金利の変動リスクについて、 入札時は各グループ共通の「入札標準金利」的なものを適用 契約時に、それをその時点での実勢金利におきかえる などの手法をとり、組合殿にてそれを負担していただくことが、VFMの最大化の観点からも重要と考えますがいかがでしょうか。	「入札説明書」のとおりとします。
88	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	26	265	-	-	-	-	管理区域の清掃及び除草	除草について年4回以上という規定が追加されましたが、組合殿にて「清潔な状態」であると確認された場合には年4回未満の実施としても債務不履行とならないと理解してよろしいでしょうか。また、「清潔な状態」の具体的な判断基準をご教示願います。	年4回以上除草を実施するものとし、清潔な状態を保つ方法については提案してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
89	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	28	284	-	-	-	-	竣工式	参加者200名ベースでの事業者の想定する内容における費用を事業計画で考慮致しますが、実施内容(記念行事の内容や記念品内容等)について組合殿の要望等により事業者案を変更する場合、費用の増加分については組合殿の負担として頂く事でよろしいでしょうか。	華美な内容とならないよう配慮し、提案してください。
90	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	29	No. 288					通風設備	「煙突の高さはG L + 59mとして計画してよろしいでしょうか。」の質問に対し、「ご理解のとおりです。」のご回答がありますが、着地濃度が環境影響調査の結果を下回ることが可能であれば、煙突高さをG L + 59m以下とすることは可能でしょうか。	煙突高さはG L + 59mとしてください。
91	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	32	No. 330					処理料金	事業者の持込可燃ごみについては、料金徴収を行うとのことですが、選定事業者の業務範囲としては計量時に伝票発行を行い、広域組合殿に伝票の写しをお渡しするものと考えてよろしいでしょうか。従って、実際の金銭の授受は組合殿にて行っていただき、ごみ持ち込み時には金銭の授受は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	34	352	-	-	-	-	広域組合への施設所有権の移転手続き	<p>「譲渡後1年間において広域組合が本施設の性能保証事項の未充足を原因として負担する維持修繕費は、本事業の運営期間の機械設備の維持修繕費相当とするとありますが、具体的にどの時点でのサービス対価維持管理費であるのか?」との質問に対して、均等化された対価であるとのことご回答となっています。</p> <p>一般的に、機械設備修繕費は運転年数を経るに従い増加する傾向にありますし、経年劣化部品の補修・取替周期によっても増減します。</p> <p>従いまして、譲渡後1年間において組合殿が本施設の性能保証事項の未充足を原因として負担する維持修繕費は当該年度に実施すべき予想修繕項目を盛込んだ実質修繕費とすべきと考えます。</p> <p>よって、要求水準書38P第3章第6節4(4)の表現を「譲渡後1年間において広域組合が本施設の性能保証事項の未充足を原因として負担する維持修繕費の上限は別途事業者と協議し決定する。」として頂けないでしょうか。</p>	「要求水準書」のとおりとします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
93	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	35	359	-	-	-	-	ボーリング柱状図等	BPNo.2以外のボーリングデータがないとの事ですが、建設工事費を算出する際には、何らかの前提で地質データを置く必要があります。この際、提案者間で前提の考え方に違いがありますと工事費に差が出てくることとなります。公平を期す観点から組合殿から前提を提示(例えば、造成地盤から推定支持層まで m とする)してはいかがでしょうか。 また、BPNo.2のボーリングデータを参考にさせていただくためにも、N値のわかるデータを提示していただけないでしょうか。	No.18の回答を参照してください。
94	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	37	382	-	-	-	-	基礎審査	重大な不整合として「第一次審査結果に影響を及ぼすような大きな方針転換」等があげられておりますが、そもそも1次提案からの変更については、「入札説明書等に関する質問受付及び回答公表(第2回)」等による新たな条件の追加や条件の変更が発生した場合に限って認められるという理解でよろしいでしょうか。	第一次審査時の提案内容からの変更は、原則として認められませんが、広域組合による新たな条件の追加や条件の変更が発生した場合に限るものではなく、例えばサービスの向上につながるような提案内容の変更又は追加等は可能です。
95	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	53	No.534					本施設の譲渡	本施設譲渡後の維持管理業務委託については、運営期間満了日の3年前から開始する協議において決定すると思いますが、当該協議は本事業のSPC構成員との協議を開始するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、SPC構成員を優先的に維持管理業務委託先とするものではありません。この協議では、業務の引き継ぎ等本施設譲渡時の業務の継続をスムーズに行うための手続等を検討することを想定しています。
96	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	55	566	-	-	-	-	不可抗力に至らない事象	事業契約書(案)の修正案に「...最高の注意義務...」とありますが善管注意義務と具体的に何が異なるのでしょうか。	No.31の回答を参照してください。
97	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)	57	577	-	-	-	-	保証の履行	「事業契約書(案)」を修正いたします、とご回答いただきましたが、具体的な修正案はどこに示されているのでしょうか。ご教示下さい。	修正案は、別紙10第2条第3項を「広域組合は、前項の補修に代え、自ら又は第三者をして本施設の補修を行うことができる。なお、第三者をして本施設の補修を行わせる場合には、広域組合は、事前に広域組合が定める合理的な期間選定事業者及び保証人との間で協議を行うことができる。広域組合及び選定事業者は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第4項の規定に従って費用の精算を行う。」とします。平成17年12月27日に公表の事業契約書(案)(変更)もご参照下さい。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
98	その他				<p>「PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置」において、廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に対して固定資産税等の標準課税の特例が設けられており、現在その延長が検討されておりますが、本事業における事業計画の立案に際し、当該特例措置の取り扱いにつき、ご教示ください。</p>	<p>事業計画の立案に際し、ご指摘の特例措置は考慮しないでください。 なお、ご指摘の特例措置の期間が延長された場合には、「事業契約書(案)」第76条第2項が適用され、サービス対価を変更することとなります。このため、想定評価額の算出根拠を様式11-4(別紙)に示してください。</p>